

建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料

表1

税込 単位：円

適合性判定対象面積	モデル建物法			標準入力法・主要室入力法		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
～ 500 m <sup>2</sup> 未満	132,000	88,000	55,000	242,000	165,000	132,000
500 m <sup>2</sup> 以上～1,000 m <sup>2</sup> 未満	154,000	99,000	66,000	297,000	198,000	165,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	231,000	209,000	99,000	495,000	451,000	352,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上～3,000 m <sup>2</sup> 未満	258,500	236,500	126,500	522,500	478,500	379,500
3,000 m <sup>2</sup> 以上～4,000 m <sup>2</sup> 未満	286,000	264,000	154,000	550,000	506,000	407,000
4,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	313,500	291,500	181,500	577,500	533,500	434,500
5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満	352,000	330,000	220,000	638,000	594,000	495,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上～20,000 m <sup>2</sup> 未満	407,000	385,000	275,000	748,000	704,000	583,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積			別途見積		

- 敷地内に複数の建築物がある場合は、対象建築物ごとに適合判定通知書が必要となります。
- 一つの棟に用途分類が複数ある場合は、A種が含まれる場合はA種、A種がなくB種が含まれている場合はB種の手数料となります。
- 複合建築物の場合は、非住宅部分により手数料を算定します。なお、住宅部分が300m<sup>2</sup>以上ある場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として11,000円（税込）加算となります。
- 増改築の場合の手数料算定は、既存及び増改築部分の合計面積にて算定します。
- 計画変更に関わる手数料は、計画変更時の面積に応じて表1から算定される手数料の1/2の手数料とします。ただし、計算方法を変更して申請する場合は、表1の手数料とします。
- 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて表1から算定される手数料の1/2の手数料とします。
- 適合判定通知書の再発行は、1件につき5,000円（税込）とします。